

第203期定時株主総会
電子提供措置事項記載書面のうち
法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面
に記載しない事項

第203期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

- 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- 連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
- 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

川崎重工業株式会社

上記事項については、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。

会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中において使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(単位：百万円)

区分	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬
当社	338	181
当社子会社	180	2
合計	519	184

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等の妥当性を確認し、検証した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額で記載しております。
3. 当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けている海外の子会社があります。

(3) 非監査業務の内容

経理周辺業務に関するアドバイザリー報酬等の、会計に関するコンサルティング業務等

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、そのほか、法令及び基準等が定める会計監査人の独立性、監査体制、職務遂行状況等を総合的に評価し、変更の必要があると判断される場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において、内部統制システム整備に関する基本方針について、会社法に基づく決議を行うとともに、毎期末に内部統制システムの整備・運用状況を確認し、取締役会へ報告しています。また、2024年に判明した潜水艦修繕事業及び船用エンジン事業における不正事案を深刻に受け止めて、不正ができない仕組みの構築、不正発見の強化、組織風土・意識改革を改革の3本柱とし、グループ全体のコンプライアンス・ガバナンス体制の強化に向けた実効性の高い再発防止策に徹底して取り組んでいます。

当該基本方針の決議内容及び当期における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

I. 内部統制システム整備の基本方針

川崎重工グループは、『世界の人々の豊かな生活と地球環境の未来に貢献する“Global Kawasaki”』という「グループミッション（果たすべき使命・役割）」、「カワサキバリュー」、「グループ経営原則」及び「グループ行動指針」に示す経営理念を具現化するために、適切な組織の構築、社内規程・ルールの整備、情報の伝達、及び適正な業務執行を確保する体制として内部統制システムを整備・維持します。また、不断の見直しによってその改善を図ることにより、グループの健全で持続的な成長に資する効率的で適法な企業体制をより強固なものとしします。

具体的には、当社は、本基本方針に基づき、以下のとおり内部統制システムの整備・維持・改善を進めることを取締役会において決議しています。

1. 当社の業務の適正を確保するために必要な体制

(1) 当社取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役、執行役員及び従業員が行動するに際しての判断のよりどころとなるべき倫理基準を「川崎重工グループ行動規範（以下「行動規範」という）」として定め、周知する。また、全社的な法務・コンプライアンス機能や意識の強化等を目的に取締役会で決議した「法務・コンプライアンスに関する基本方針」を、社長自ら強い決意で先導し、執行役員及び従業員に対して周知徹底する。
- ②業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守並びに資産の保全等の目的を達成し業務の適正を確保するため、社長を内部統制最高責任者、各カンパニープレジデント、川崎車両株式会社（以下、川崎車両）社長、カワサキモータース株式会社（以下、カワサキモータース）社長を内部統制責任者とする内部統制推進体制を整備し、取締役、執行役員及び従業員のそれぞれに定められている役割と責任に基づき、内部統制システムを統一的に運用する。
- ③全社コンプライアンス委員会を設置し、行動規範、各種法令及び当社諸規則の遵守を徹底するための各種施策を審議・決定するとともに、その運用状況をモニタリングする。また、本社、各カンパニー及び川崎車両、カワサキモータースにコンプライアンスを推進する部署を設置し、コンプライアンスへの理解と意識を常に高めるよう、行動規範、各種法令及び当社諸規則の遵守に関する啓発及び教育活動を継続的に実施する。
- ④コンプライアンス違反等の不正リスクの早期発見と是正を目的とする内部通報制度について、通報者の不利益取

扱いや探索の禁止、秘密の保持をはじめとする制度内容の周知とともに適正な運用の徹底に努め、本制度の一層の機能発揮を図る。

- ⑤取締役会において選任された執行役員に業務執行を適切な範囲で委任する一方で、一般株主と利益相反を生じることのない、東京証券取引所規則の定める独立役員である社外取締役を選任することにより、経営全般に対する取締役会の監督機能を強化するとともに、監査等委員会による経営監視機能の客観性及び中立性を確保し、その監査機能の充実を図る。
- ⑥内部監査部門は、当社の業務監査、財務報告に係る内部統制の評価及び報告の実施により、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保する。

(2) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報（議事録、決裁記録及びそれらの付属資料、会計帳簿及び会計伝票、並びにその他の情報）については、社則に基づき、適切に保存・管理する。取締役、取締役に指名された執行役員及び従業員はいつでもそれらの情報を閲覧できるものとする。
- ②秘密情報及び個人情報については、社則に基づき、適切に保存・管理し、業務監査等により、その実効性を確保する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①多様なリスクに適切に対処するため、リスクの種類に応じた管理方法や管理体制、各管理体制の有効性及び実効性を一元的にモニタリングする体制、及び重要事項を取締役会へ報告する体制を整備し、その運用を通してリスクを個別かつ統合的に管理する。
- ②リスクが顕在化した際に備え、あらかじめ緊急事態における行動指針を定めるとともに、各事業所に危機管理責任者を置き、損失を極小化するための体制を整備する。
- ③重大なリスクが顕在化した際には、あらかじめ定められた報告ルートに基づき、速やかに最高危機管理責任者である社長に報告する。
- ④大規模地震等の災害やパンデミック等が発生した際に備え、あらかじめ優先的に継続又は復旧する重要業務を特定の上、当社の事業への影響を最低限に抑えるとともに、復旧までの時間を短縮するための事業継続計画を定める。

(4) 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「カワサキグループ・ミッションステートメント」で明確にした当社及びその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という）の存在意義・役割を踏まえ、グループ全体の長期ビジョンを定め、将来の到達目標を共有する。
- ②長期ビジョン実現に向け、取締役会が決定した経営方針に基づき、業務執行部門にて具体的な経営計画に落とし込み、各組織並びに執行役員及び従業員は計画達成に向けた目標をそれぞれ設定し、実行する。また、取締役会は定期的に経営計画の進捗状況について報告を受け、業務執行状況を監督する。
- ③取締役会の決議に基づき執行役員を選任し、担当業務を定めるとともに、社則に則り各組織の業務分掌を定めることにより、業務執行体制を明確にする。また、社則において決裁権限を規定し、執行役員に適切な範囲で権限を委譲することにより、取締役の職務執行の効率化を図る。
- ④社則において社長に委譲された権限の行使に際し、その重要性等により、社長の諮問機関として設置する経営会

議において審議を行うことで、業務執行の適正性及び効率性を確保する。また、執行役員への経営方針・経営計画の周知及び意見交換等の場として執行役員会を設置し、当社グループ経営における意思統一を図る。

- ⑤各カンパニー及び川崎車両、カワサキモータースは、社則において委譲された権限と責任の下に自ら意思決定を行い、環境の変化に適応した機動的な事業運営を行う。また、業務執行に最終責任を負うカンパニープレジデント及び川崎車両社長、カワサキモータース社長をトップとするカンパニー経営会議等を各カンパニー及び川崎車両、カワサキモータースに設置する。

2. 当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制

各子会社の事業内容や規模、地域、重要性等に応じ、次に掲げる体制の整備に努め、当社グループの業務の適正を確保する。

(1) 子会社の取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、親会社の立場で子会社の内部統制を統括し、グループ全体として業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守並びに資産の保全等の目的を達成し業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、その運用を監督・指導する。
- ②全社コンプライアンス委員会において、当社グループ全体を対象とした、行動規範やコンプライアンスに関する方針及び各種施策を審議・決定する。また、子会社を管理する本社関係部門、各カンパニー及び川崎車両、カワサキモータースが連携し、子会社における運用状況をモニタリングする。
- ③国内外の全ての子会社を含む当社グループ全体で、内部通報制度の周知・浸透に努め、本制度の一層の機能発揮を図る。
- ④当社は、子会社の株主として株主総会における議決権行使による統制を行うとともに、子会社に適宜、自らは子会社の業務執行に従事しない非常勤の取締役又は非常勤の監査役、あるいはその両者（以下「非常勤役員」という）を派遣することにより、経営の監督・監視を行う。また、当社は決裁規則等の子会社管理に関する規則を制定し、適正なグループ経営を管理する体制を整備する。
- ⑤当社内部監査部門は、子会社の業務監査・財務報告に係る内部統制の評価の実施により、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保する。

(2) 子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ①当社は、子会社へ派遣した非常勤役員を通じ、子会社の取締役の職務執行状況について報告を受ける。
- ②子会社はその経営状況を、経営報告として定期的に当社へ報告するとともに、社則に基づき、経営上の重要な意思決定事項に関し、事前に当社主管部門と協議する。

(3) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、グループ全体としてのリスク管理体制を整備し、リスク又はリスクによりもたらされる損失の未然の回避・極小化に努める。
- ②当社は、子会社においてリスクが顕在化した際に備え、各子会社が危機への対処方針を策定し、危機管理に関する体制を整備するよう指導する。
- ③重大なリスクが顕在化した際には、あらかじめ定められた報告ルートに基づき、速やかに当社に報告する。

(4) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社グループ各社における経営については、その自主性を尊重しつつ、「カワサキグループ・ミッションステートメント」、長期ビジョン及び経営計画等に示される基本的な考え方・ビジョンを共有し、当社グループ全体としての到達目標を明確化することにより、適正且つ効率的な業務執行が行われる体制を整備する。
- ②子会社に決裁基準を整備させ、業務執行の効率化を図る。

3. 当社監査等委員会の職務の執行のために必要な事項

(1) 当社監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項

監査等委員会の要請に応じて、必要な専任の従業員を配置する。

(2) 当社監査等委員会の職務を補助すべき従業員の当社取締役（監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という）を除く。）からの独立性に関する事項、及び当社監査等委員会の職務を補助すべき従業員に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき従業員は監査等委員会の指揮命令に服するものとし、その人事異動、人事評価及び懲戒処分は、監査等委員会の事前の同意を必要とする。

(3) 当社取締役（監査等委員を除く。）、執行役員及び従業員が当社監査等委員会に報告するための体制、並びに子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告するための体制

- ①当社監査等委員は、取締役会、経営会議、執行役員会、サステナビリティ委員会、全社コンプライアンス委員会等の全社会議体へ出席し、当社取締役（監査等委員を除く。）、執行役員及び従業員は、これら会議を通じてコンプライアンス・リスク管理・内部統制に関する事項を含め、グループ経営及び事業運営上の重要事項並びにその職務遂行の状況等を当社監査等委員会に対して報告する。
- ②当社取締役、執行役員及び従業員は、当社グループに重要な損害を及ぼすおそれのある事実を発見した際には、直ちに当社監査等委員会に報告する。
- ③子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員は、当社グループに重要な損害を及ぼすおそれのある事実を発見した際には、これを直ちに当社主管部門に報告する。当該報告を受けた当社主管部門は、その内容を当社監査等委員会に報告する。
- ④社則に基づき、当社執行役員及び従業員は、社内稟議の回覧を通じて、当社監査等委員会に対して当社グループの業務執行に関する報告を行う。
- ⑤当社内部監査部門及び会計監査人は、適時に、当社監査等委員会に対して、当社グループの監査状況についての報告及び情報交換を行う。

(4) 前記(3)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、社則において、前記(3)の報告を行った者に対する不公正・不利益な取扱いの禁止を規定し、子会社についても、その社則において同様の内容を規定させる。

(5) 当社監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(6) その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①取締役（監査等委員を除く。）と監査等委員は、相互の意思疎通を図るため、定期的に情報及び意見交換するとともに、監査等委員は、取締役会・経営会議等の重要な会議に出席し、取締役（監査等委員を除く。）及び執行役員の職務執行に関して直接意見を述べる。
- ②当社及び子会社の取締役は、当社監査等委員会が当社内部監査部門及び子会社の監査役等との連携を通じて、より実効的且つ効率的な監査を実施することが可能な体制の構築に協力する。
- ③当社内部監査部門の職務の執行の実効性及び独立性の確保の観点から、内部監査部門長の人事異動、人事評価及び懲戒処分は、監査等委員会の事前の同意を得ることとする。
- ④当社及び子会社は、当該会社の監査等委員若しくは監査役の選任議案や、監査等委員若しくは監査役の報酬等について、法令・定款に従い、当該会社の監査等委員会若しくは監査役の同意又は監査等委員会若しくは監査役会の決定を得ることとする。
- ⑤当社が選任する監査等委員には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者、特に、財務及び会計に関する十分な知見を有する者1名以上を含むものとする。

4. 反社会的勢力の排除に関する体制

当社グループは、反社会的勢力からの不当な要求に対し、毅然としてこれを拒否するとともに、行動規範において、反社会的勢力との一切の関係を遮断することを規定し、全取締役、執行役員及び従業員に対し周知徹底する。

また、社内体制としては、反社会的勢力排除に係る対応総括部署を本社に設置し、警察等外部の専門機関との緊密な連携を図るとともに、関係部門と連携のうえ、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、組織的に対処する。

Ⅱ. 内部統制システムの運用状況の概要

1. 内部統制システム全般に関する取組み

- ①当社グループの役員及び従業員が行動するに際しての判断のよりどころとなる倫理基準を行動規範として規定し、従業員への冊子配布やイントラネットへの掲載、各種研修の実施等により、周知徹底を図っています。
- ②内部監査部門による当社グループを対象とした業務監査及び財務報告に係る内部統制の評価を実施し、業務の有効性及び効率性並びに財務報告の信頼性を確保しています。

2. コンプライアンスに関する取組み

- ①当社グループ全体としてコンプライアンスを推進するための各種施策を審議・決定し、その遵守状況をモニタリングする全社コンプライアンス委員会を設置し、関連社則の整備やコンプライアンスガイドブックの作成・配布、各種研修の実施や内部通報制度の運用等を主導しています。また、事業部門毎にコンプライアンス活動を行う事業部門コンプライアンス委員会を設置し、それぞれの事業環境に即した取り組みを展開しています。

2024年に潜水艦修繕事業及び船用エンジン事業において不正事案が判明したことを受けて設置したコンプライアンス特別推進委員会では、委員長である社長主導のもと、ガバナンス上の問題点や組織風土を踏まえた再発防止策を検討・推進しています。

検査プロセスの自動化をはじめとする「不正ができない仕組みの構築」、経費精算データ監査といった「不正発見の強化」、風通しの良い職場環境の醸成を目指した「組織風土・意識改革」を改革の3本柱として、その進捗状況を定期的に取締役会へ報告しています。

また、2024年には本社に防衛事業管理本部を設立し、防衛事業に関わる情報の一元管理、渉外活動を中心とする対外的な窓口を一本化するとともに、ガバナンス、コンプライアンス並びにセキュリティ体制を強化しています。2025年には法務組織を本部に格上げし、これまで以上に法務機能を強化するとともに、当社グループの監査組織体制を見直し、監査機能を集約するなど第2線、第3線の体制を整備しました。加えて、社内取締役だけに留まらず、執行役員や社外取締役も対象者とする役員報酬返還規程を新たに設け、取締役及び執行役員に対する更なるコンプライアンス意識の向上を図っています。

2026年4月からは監査総括部長を執行役員とし経営への関与を高める体制としたほか、組織体制においても人事本部内に新たに「組織風土改革・コンプライアンス総括部」を設置し、信頼と対話を基盤とした風通しの良い組織風土への改革を加速させていきます。また、品質保証機能のさらなる高度化及びガバナンス体制の確立のために、事業部門内の品質保証体制を見直すとともに、社長直下に「品質保証総括部」も新設しました。第1線、第2線、第3線それぞれの体制整備と機能強化を実施しつつ、再発防止策を強力に推進し、取締役会への定期的な報告を行いながら、川崎重工グループ全体のコンプライアンス・ガバナンス体制の強化に引き続き取り組んでいきます。

- ②反社会的勢力との関係遮断について、行動規範に規定するとともに、具体的な禁止事例を列挙したコンプライアンスガイドブックの配布や職場での浸透活動等により、周知徹底を図っています。

3. リスク管理に関する取組み

- ①「リスク管理規則」に基づき、全社的リスク管理体制を構築するとともに、具体的なリスク管理の実施手順をマニュアル化し、想定されるリスクをグループ共通の尺度で網羅的に把握することにより、リスク又はリスクによりもたらされる損失の未然の回避及び極小化に努めています。また、当社リスクの見える化や重視すべきリスクの特定、顕在化懸念が高まったリスクの適宜報告と審議を目的として、リスクモニターを実施しています。その活動は定期的に取り締役に報告し、当社が当面注視すべき重要リスクについて議論した上で、対象部門へフィードバックし、リスク対応を実行しています。
- ②リスクの顕在化に備え、あらかじめ緊急事態における行動指針を定めるとともに、各事業所に危機管理責任者を設置し、損失を最小化するための体制を整備しています。また、経営影響の大きい重大なリスクが顕在化した際には速やかに最高危機管理責任者である社長に報告し危機対応できるよう、報告基準や報告ルート、並びに危機管理対応体制を定め、周知しています。
- ③大規模災害やパンデミック等のあらゆる有事に備え、事業部門毎に事業継続計画を策定し、毎年評価・見直しを行っています。また、被災時に損失を極小化するための体制をあらかじめ整備・構築しています。当期においては、国内主要地区の災害発生時の被害想定の変更や、防災避難訓練及び事業継続訓練を実施するとともに、全従業員を対象とした安否確認訓練や危機管理教育を実施しました。

4. 取締役の職務執行の効率性確保に関する取組み

- ①取締役会にて決定した経営方針や経営計画に基づき業務執行部門にて具体的な経営計画に落とし込み、その進捗状況を定期的に取り締役に報告しています。「グループビジョン2030」の実現に向け、全ての執行役員及び従業員はチャレンジ&コミットメントによる目標管理を行い、各事業分野における目指すべき姿や短期経営計画の実現・達成に努めています。
- ②取締役会から重要な業務執行の決定の一部を社長以下へ委任するとともに、業務分掌及び決裁権限を社則にて規定し、適切に運用することにより、取締役及び各事業・各機能分野における業務執行の効率化を図っています。また、子会社に対しても業務執行の効率化に向けた各種指導を行っています。

5. 子会社管理に関する取組み

- ①コンプライアンスやガバナンス、リスク管理等の内部統制システムに関する事項は、当社グループ全体として取り組んでおり、各子会社の事業内容や規模、地域、重要性等に応じた体制の整備及び運用を進めています。社則「川崎重工グループ行動規範に関する規則」を国内外のすべての子会社で制定しているほか、海外拠点を対象とする「グローバル内部通報制度」を運用しています。
- ②当社から子会社へ非常勤役員を派遣し、子会社の取締役会等への出席を通じて子会社の経営を監督・監視するとともに、子会社から定期的に経営状況の報告を受けています。また、子会社における経営上の重要な意思決定事項に関しては、社則に基づき、当社主管部門と当該子会社との間で事前協議の上、決定しています。

6. 当社監査等委員会による監査の適正性確保に関する取組み

- ①監査等委員会の職務の執行を補助するため、監査等委員会室を設置し、専任の従業員を複数名配置しています。これらの従業員の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査等委員会の事前の同意を得た上で行っています。
また、内部監査部門の独立性を確保するため、内部監査部門長の人事異動・人事評価・懲戒処分についても、監査等委員会の事前の同意を得た上で行っています。
- ②監査等委員は、当社の重要な会議体に出席しており、取締役（監査等委員を除く）、執行役員及び従業員は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに職務遂行状況等について当該会議体を通じて監査等委員会へ報告しているほか、社則に基づき、社内稟議の回覧を通じて業務執行に関わる報告を行っています。
- ③監査等委員会監査への協力、又は「内部統制システム整備の基本方針」に基づく監査等委員会への報告を行った者に対して不公正・不利益な取扱いを行うことを禁止する規程を整備しています。また、子会社においても、規程の整備等、各子会社の地域や規模、機能等に応じた仕組みや体制を整備しています。
- ④内部監査部門及び会計監査人は、定期的に監査等委員会と連絡会又は会合を開き、情報交換や意見交換を行うことにより、緊密な連携を図っています。加えて、経営幹部や独立社外取締役、子会社の常勤監査役とも定期的に意見交換の場を設けています。
- ⑤監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払等の請求に関する規程を整備し、周知しています。

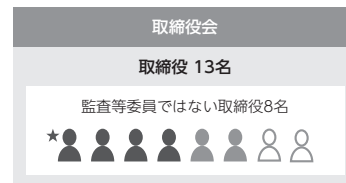
当社における主な会議体及びその内容は以下のとおりです。

 社内(男性)  社内(女性)  社外(男性)  社外(女性) ★★ 議長

取締役会 17回/年 開催

取締役会は、その員数13名（うち、5名は監査等委員である取締役）のうち社外取締役は7名（うち、3名は監査等委員である取締役）であり、過半数を占めています。また、女性取締役は4名、外国籍取締役は2名と、知識・経験・能力のバランスに加えてその多様性を促進し、より多角的な経営判断ができる体制としています。なお、議長は取締役会の決議により会長が務めています。

取締役会では、社内規程に基づき上程される各議案について審議するほか、取締役会実効性評価の結果等を踏まえ設定したテーマについて討議を行っています。



監査等委員会 16回/年 開催

監査等委員会は社外取締役3名を含めた取締役5名で構成し、監査の実効性確保のため、社内取締役2名を常勤の監査等委員として選任しています。また、監査等委員には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者、特に、財務報告の信頼性確保のため、財務・会計に関する十分な知見を有している者を1名以上選任しています。



指名諮問委員会 12回/年 開催 報酬諮問委員会 12回/年 開催

取締役会における審議の透明性及び客観性の向上を目的に設置している指名諮問委員会及び報酬諮問委員会は、議長及び構成員の過半数を社外取締役としています。指名諮問委員会は役員選解任に関する方針・基準及び役員選解任案の妥当性等について、報酬諮問委員会は役員報酬に関する方針・制度及び個別報酬の妥当性等についてそれぞれ審議し、取締役会に答申もしくは助言を行っています。



(注)取締役及び監査等委員である取締役の員数は、2025年6月26日開催の株主総会終了時点のものであります。

業務執行体制

業務執行に関しては、経営環境の急速な変化に対応できる体制として執行役員制度を採用し、業務執行決定権限の相当部分を、取締役会にて選任された執行役員に委譲することにより、意思決定の迅速化を図っています。

業務執行部門の主な会議体については、下表をご参照ください。

名称	概要	議長
経営会議	グループ経営全般における社長の諮問機関として社長を補佐する会議体 業務執行における重要事項等を審議する	社長
執行役員会	取締役会で決定した経営方針や経営計画、経営会議における決定事項に基づく業務執行方針の示達に加え、業務執行上必要かつ重要な報告、伝達、並びに出席者の意見交換等を行う	社長
サステナビリティ委員会	社会・環境及び川崎重工グループのサステナビリティを推進するための各種施策を審議・決定するとともに、当該施策の達成状況・遵守状況のモニタリングを行う	社長
全社コンプライアンス委員会	川崎重工グループにおけるコンプライアンスを徹底するための各種施策を審議・決定するとともに、当該施策の達成状況・遵守状況のモニタリングを行う	社長
全社品質会議	全社の品質管理体制強化を目的に、品質管理に関する全社方針の協議及び徹底を行うとともに、本社、カンパニー及び関連企業間での品質管理に関する情報を共有する	技術担当 副社長
全社経営戦略会議	各事業部門における経営戦略及び経営計画の策定・見直しを目的に、各事業の事業環境分析に基づき、事業戦略やアクションプランについて全社横断的に審議する	社長
重要プロジェクト会議	経営成績に対する影響が大きい重要なプロジェクトの応札や投資決定前におけるリスク管理を目的に、当該プロジェクトに係るリスク評価及び対応策等について審議する	企画本部長

連結持分変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位 百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					確定給付制度の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
2025年4月1日残高	104,484	56,456	483,530	△4,093	—	8,636
当期利益			108,157			
その他の包括利益					14,566	3,671
当期包括利益合計			108,157		14,566	3,671
自己株式の取得				△30		
自己株式の処分		1		210		
配当			△26,020			
利益剰余金への振替			15,149		△14,566	△582
連結範囲の変動						
連結子会社の増資による持分の増減		22				
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		49,019				41
非金融資産への振替						
売却目的で保有する資産に関連するその他の包括利益への振替						△23
その他		2,085				
所有者との取引額等合計		51,128	△10,871	180	△14,566	△564
2026年3月31日残高	104,484	107,584	580,816	△3,912	—	11,743

	親会社の所有者に帰属する持分						
	その他の資本の構成要素				合計	非支配配分	資本合計
	キャッシュ・フロー・ヘッジ	在外営業の活動換算差額	合計	売却目的で保有する資産に関連するその他の包括利益			
2025年4月1日残高	△1,071	54,972	62,537	—	702,915	22,148	725,064
当期利益					108,157	6,769	114,927
その他の包括利益	△1,385	28,655	45,507		45,507	3,455	48,963
当期包括利益合計	△1,385	28,655	45,507		153,665	10,225	163,891
自己株式の取得					△30		△30
自己株式の処分					212		212
配当					△26,020	△1,341	△27,362
利益剰余金への振替			△15,149		—		—

	親会社の所有者に帰属する持分					非 支 配 資 本 合 計	資 本 合 計
	その他の資本の構成要素				合 計		
	キャッシュ・ フロー・ハッジ	在 外 営 業 活 動 体 の 換 算 差 額	合 計	売却目的で保有 する資産に関連 するその他の包 括利益			
連結範囲の変動					－	1,712	1,712
連結子会社の増資による 持分の増減					22	2,977	3,000
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動	47	△3,759	△3,670		45,349	34,650	80,000
非金融資産への振替	△77		△77		△77		△77
売却目的で保有する資産に 関連するその他の包括利益 への振替	△14		△37	37	－		－
そ の 他					2,085		2,085
所有者との取引額等合計	△43	△3,759	△18,934	37	21,540	37,998	59,538
2026年3月31日残高	△2,500	79,868	89,111	37	878,121	70,372	948,494

連結注記表

※記載金額は表示単位未満の端数を切捨てて表示しています。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその連結子会社（以下、「当社グループ」という。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しています。なお、同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

計112社

- (国内) カワサキモーターズ(株)、川崎車両(株)、川重商事(株)、
株)カワサキマシンシステムズ、(株)カワサキモーターズジャパン、日本飛行機(株)、
- (海外) Kawasaki Motors Corp., U.S.A.、Kawasaki Motors Manufacturing Corp., U.S.A.、
Kawasaki Rail Car, Inc.、Kawasaki Motors Enterprise (Thailand) Co.,Ltd.、
Kawasaki Motors Europe N.V.、Flutek, Ltd.、Kawasaki Motores de Mexico S.A.
de C.V.、
Kawasaki Rail Car Lincoln, Inc.、Kawasaki Motors (Phils.) Corporation、
Kawasaki Robotics (USA), Inc.、PT. Kawasaki Motor Indonesia

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 24社

主要な会社名 南通中遠海運川崎船舶工程有限公司、大連中遠海運川崎船舶工程有限公司

4. 会計方針に関する事項

(1) 金融商品

① 非デリバティブ金融資産

金融資産は、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

金融資産は、契約の当事者となった時点で認識しています。通常の方法で売買される金融資産は取引日に認識しています。

金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転している場合において、金融資産の認識を中止しています。

(i) 償却原価で測定する金融資産

以下の要件をいずれも満たす金融資産を、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- (a) 当該金融資産が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている
- (b) 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる

償却原価で測定する金融資産は、当初認識時にその取得に直接起因する取引コストを公正価値に加算して測定しています。ただし、重要な金融要素を含まない営業債権は取引価格で当初測定しています。

また、当初認識後は、実効金利法を用いて償却原価で測定しています。

(ii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は公正価値で測定する金融資産に分類しています。

公正価値で測定する金融資産のうち、売買目的で保有していない資本性金融商品への投資については、公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択を行うことが認められており、当社グループでは金融商品ごとに当該指定を行っています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時にその取得に直接起因する取引コストを公正価値に加算して測定しています。また、当初認識後は、公正価値で測定し、その事後的な変動はその他の包括利益として認識しています。その他の包括利益として認識した公正価値の変動額は、認識を中止した場合にその累計額を利益剰余金に振り替えており、純損益には振り替えていません。なお、配当については純損益として認識しています。

(iii) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記以外の金融資産は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値により測定し、その取得に直接起因する費用は、発生時に純損益で認識しています。また、当初認識後は、公正価値で測定し、その事後的な変動は純損益として認識しています。

② 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産、契約資産及びリース債権について、予想信用損失に係る引当金を認識しています。

報告日において、ある金融商品に関する信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る引当金を、当該金融商品の存続期間にわたって発生する可能性のあるすべての債務不履行事象から生じる予想信用損失（存続期間にわたる予想信用損失）と同額で測定しています。

報告日において、ある金融商品に関する信用リスクが当初認識以降に著しくは増大していない場合には、当該金融商品に係る引当金を、報告日から12ヶ月以内に発生する可能性のある債務不履行事象によって生じる予想信用損失（12ヶ月の予想信用損失）と同額で測定しています。

ただし、営業債権、契約資産及びリース債権については、引当金を常に存続期間にわたる予想信用損失と同額で測定しています。

③ 非デリバティブ金融負債

非デリバティブ金融負債は、償却原価で測定する金融負債に分類しています。

償却原価で測定する金融負債は、当初認識時にその取得に直接起因する取引コストを公正価値に減算して測定しています。また、当初認識後は、実効金利法を用いて償却原価で測定しています。

金融負債は、契約の当事者となった時点で認識しています。

金融負債が消滅した場合、すなわち、契約中に特定した債務が履行により消滅、免責、取消、又は失効となった時に、かつ、その時にのみ、金融負債の認識を中止します。

④ デリバティブ取引及びヘッジ会計

当社グループは、通常の営業活動において、為替変動及び金利変動などの市場リスクに晒されています。これらのリスクを管理するため、当社グループは、原則として、リスクの純額を把握し、社内規程に則りデリバティブ取引を必要に応じて締結するなど、リスクを相殺する効果を有する取引を活用して市場リスクの軽減を図っています。当初のヘッジ指定時点において、当社グループは、リスク管理目的、ヘッジ取引を実行する際の戦略、及びヘッジ関係の有効性の評価方法を含む、ヘッジ手段とヘッジ対象の関係を正式に文書化しています。当社グループでは、ヘッジ手段がヘッジ対象期間において関連するヘッジ対象の公正価値やキャッシュ・フローの変動に対して高度に相殺効果を有すると予想することが可能であるか否かについて、継続的に評価を実施しています。

デリバティブは公正価値で当初認識しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動は以下のとおり処理しています。

(i) 公正価値ヘッジ

ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動は、純損益として認識しています。また、ヘッジされたリスクに対応するヘッジ対象の公正価値の変動については、ヘッジ対象の帳簿価額を修正して、純損益として認識しています。

(ii) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動のうち、有効なヘッジと判定される部分は、その他の包括利益として認識し、累積額は、その他の資本の構成要素に含めています。また、ヘッジ効果が有効でない部分は、純損益として認識しています。その他の資本の構成要素に累積された金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える会計期間において、その他の資本の構成要素から純損益に振り替えています。ただし、予定取引のヘッジがその後において非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の資本の構成要素に累積された金額は、当該非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しています。

ヘッジ手段が失効、売却、終結又は行使された場合、ヘッジがヘッジ会計の要件を満たしていない場合には、ヘッジ会計を将来に向けて中止しています。予定取引の発生がもはや見込まれない場合には、その他の資本の構成要素に累積された金額は、即時にその他の資本の構成要素から純損益に振り替えています。

(iii) ヘッジ指定されていないデリバティブ

デリバティブの公正価値の変動は、純損益として認識しています。

(2) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い金額で測定しています。

棚卸資産の取得原価は主として個別法、先入先出法、移動平均法に基づいて算定しており、棚卸資産の取得に係る費用、製造費及び加工費、並びに当該棚卸資産を現在の場所及び状態とするまでに要したその他の費用を含めています。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額です。

(3) 売却目的で保有する資産

継続的使用ではなく、主に売却取引により回収される非流動資産又は処分グループは、売却目的保有に分類しています。売却目的保有に分類するためには、売却の可能性が非常に高く、現状で直ちに売却が可能なることを条件としており、当社グループの経営者が当該資産の売却計画の実行を確約し、1年以内で売却が完了する予定である場合に限られています。

売却目的保有に分類した後は、帳簿価額又は売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しており、減価償却又は償却を行っていません。

(4) 有形固定資産

① 認識及び測定

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で表示しています。

取得原価には資産の取得に直接関連する費用、資産計上の要件を満たす借入費用並びに解体、除去及び原状回復費用を含めています。

有形固定資産の処分損益は、処分により受け取る金額と有形固定資産の帳簿価額との差額により算出し、純損益で認識しています。

② 減価償却

有形固定資産は、その資産が使用可能となった日から、減価償却しています。

減価償却費は償却可能額をもとに算定しています。償却可能額は、資産の取得原価から残存価額を差し引いて算出しています。

土地等の償却を行わない資産を除き、有形固定資産は見積耐用年数にわたり、主に定額法で減価償却を行っています。

主な見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物及び構築物 3～50年
- ・機械装置及び運搬具 2～20年

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、期末日毎に見直しを行い、必要に応じて改定しています。

(5) 無形資産

① 認識と測定

(i) 開発費

開発活動には、新規の又は大幅に改良された製品又は工程を生み出すための計画又は設計を含めています。開発費は、以下の要件をすべて満たした場合のみ資産化しています。

- ・ 技術的実行可能性
- ・ 完了及び利用・売却意図
- ・ 使用・売却能力
- ・ 将来の経済的便益
- ・ 適切な資源の利用可能性
- ・ 信頼性のある測定

将来の経済的便益が流入する可能性を実証することができないため、研究局面に関する支出は資産化せず、発生時に費用として認識しています。

資産化される費用には、材料費、直接労務費、資産の意図した使用のための準備に直接関連する間接費用を含めています。その他の開発費は、発生時に費用として認識しています。

資産化された開発費は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を差し引いて表示しています。

(ii) ソフトウェア及びその他の無形資産

当社グループが取得したソフトウェア及びその他の無形資産で耐用年数を確定できるものは、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して計上しています。また、耐用年数を確定できないものは、取得原価から減損損失累計額を控除して計上しています。

(iii) のれん

子会社の取得により生じたのれんは無形資産に計上しています。移転した対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計が、取得日における識別可能な取得資産及び引受負債の公正価値の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しています。その差額が負の金額である場合には、即時に純利益として認識しています。

のれんは、原価モデルを採用し、取得原価から減損損失累計額を控除して測定しています。持分法適用会社については、のれんの帳簿価額を投資の帳簿価額に含めています。

② 償却

のれん以外の耐用年数を確定できる無形資産は、その資産が使用可能となった日から見積耐用年数にわたって償却しています。償却方法は、開発費については開発対象の製品機種の生産台数に応じた生産高比例法、その他の無形資産については定額法によっています。

主な見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・ ソフトウェア 5年
- ・ 開発費 2～10年

償却方法、耐用年数及び残存価額は、期末日毎に見直しを行い、必要に応じて改定しています。

(6) リース

① 借手としてのリース

リースの開始日に使用権資産とリース負債を認識しています。

使用権資産の測定においては原価モデルを採用し、リース開始日における取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。この取得原価は、リース負債の当初測定額に、開始日又はそれ以前に支払ったリース料を調整し、当初直接コスト、リース契約に基づき要求される解体、除去及び原状回復費用を含め、受領済みのリース・インセンティブを控除して測定しています。当初認識後、使用権資産は、開始日から使用権資産の耐用年数の終了時又はリース期間の終了時のいずれか早い方の日まで、定額法により減価償却しています。

リース負債は、開始日時点で支払われていないリース料をリースの計算利率を用いて割り引いた現在価値で当初測定しています。リースの計算利率が容易に算定できない場合には、当社グループの追加借入利率を用いています。

リース負債は、実効金利法による償却原価で測定しています。各契約に原資産を購入するオプションやリース期間の延長、解約のオプションが付与されていて、そのオプションを行使する見通しに変化が生じた場合には、リース負債を再測定しています。

なお、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び少額資産のリースについて、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しており、これらのリースに係るリース料をリース期間にわたり定額法により費用として認識しています。

当社グループは、財政状態計算書において、使用権資産は他の資産として区分し、リース負債を「社債、借入金及びその他の金融負債」に含めて表示しています。

② 貸手としてのリース

契約上、原資産の所有に伴う実質的なすべてのリスクと経済価値を借手に移転するリースは、ファイナンス・リースとして分類しています。ファイナンス・リース以外のリースは、オペレーティング・リースとして分類しています。

ファイナンス・リース取引においては、正味リース投資未回収額をリース債権（「営業債権及びその他の債権」に含めて表示）として認識しています。未稼得金融収益はリース期間にわたり純投資額に対して一定率で配分し、その帰属する期間に収益認識しています。

オペレーティング・リース取引においては、受取リース料は、リース期間にわたって定額法により収益として認識しています。

(7) 非金融資産の減損

当社グループの有形固定資産及び無形資産等の帳簿価額は、期末日毎に減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積り、減損テストを実施しています。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、年に一度定期的に減損テストを行うほか、減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としています。使用価値の算定において、見積り将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いています。資金生成単位については、他の資産又は資産グループからのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成するものとして識別する資産グループの最小単位としています。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に認識しています。減損損失は純損益として認識しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額します。

のれんに関連する減損損失は戻し入れていません。のれん以外の資産については、過去に認識した減損損失は、期末日毎に、過年度に計上した減損損失の戻入れの兆候の有無を判断しています。そのような兆候が存在する場合は、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、その回収可能価額が、資産又は資金生成単位の帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度で減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失を戻し入れています。

(8) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループがその金額について信頼できる見積りが可能である法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合に認識しています。

貨幣の時間価値の影響が重要な場合には、当該引当金は債務の決済に必要と予想される支出額の現在価値で測定しています。

(9) 従業員給付

① 長期従業員給付

(i) 退職後給付

(a) 確定拠出制度

当社及び一部の子会社では、確定拠出型制度を採用しています。確定拠出年金制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払について法的又は推定的債務を負わない退職後給付制度です。確定拠出年金制度の拠出債務は、従業員が関連したサービスを提供した期間に、従業員給付費用として純損益で認識しています。

(b) 確定給付制度

確定給付型制度は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した金額を、負債又は資産として認識しています。

確定給付制度債務の現在価値及び勤務費用は、予測単位積増方式を用いて制度ごとに算定しています。

割引率は、確定給付制度債務を支払う際に使用する通貨及び見積り支払期日に対応した、期末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しています。

確定給付制度から生じる再測定は、数理計算上の差異・制度資産に係る収益（利息を除く）及び資産上限額の影響から構成され、それらを即時にその他の包括利益に計上しており、直ちに利益剰余金に振り替えています。

制度が改訂された場合、従業員による過去の勤務に関連する給付金の変動部分は、即時に純損益として認識しています。

(ii) その他の長期従業員給付

退職後給付制度以外の長期従業員債務として、長期勤続を達成時に休暇や手当が付与される制度を有しています。当該長期従業員給付は、従業員が過年度及び当年度に提供したサービスの対価として獲得した将来給付の見積額を現在価値に割り引いて算定しています。

② 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しています。

賞与については、当社グループが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的及び推定的債務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合にそれらの制度に基づいて支払われる見積額を負債として認識しています。

(10) 収益

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの顧客への移転を当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

① 製品等の販売

製品等の販売による収益については、当社グループは顧客との契約に基づいて製品等を引き渡す履行義務を負っており、製品等の引渡時点又は検収時点で支配が顧客に移転すると判断していることから、製品等の引渡日又は検収日に収益を認識しています。製品等の販売による収益は、契約において約束した対価からリベート及び値引きを控除した金額で測定しています。

② 工事契約、役務の提供

工事契約、役務の提供に係る収益は、顧客からの受注に基づく製品の製造と、それに伴う製品のメンテナンス等によるものであり、顧客との契約に基づいて財又はサービスを提供する履行義務を負っています。工事契約、役務の提供については、財又はサービスに対する支配を一定期間にわたり移転するため、履行義務の完全な充足に向けて合理的に進捗度を測定することにより収益を認識しています。進捗度の測定は、顧客に移転することを約束した財又はサービスの性質を考慮しています。航空宇宙システム事業、エネルギーソリューション&マリン事業等における工事契約等、発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例する場合は、現時点の累計発生原価の取引全体の見積み総原価の割合などに基づくインプット法で進捗度を測定しています。エネルギーソリューション&マリン事業等におけるメンテナンス契約等、一定の期間に亘って提供するサービスに対して固定額を請求する契約や、航空宇宙システム事業における民間航空エンジンのメンテナンス契約や車両事業における鉄道車両の製造等、履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有する契約の場合、経過した期間の契約期間全体に占める割合や現時点までの履行済みの義務が履行義務全体に占める割合などに基づくアウトプット法に基づいて進捗度を測定しています。なお、進捗度を合理的に見積ることができないが、発生するコストを回収すると見込んでいる場合は、発生したコストの範囲で収益を認識しています。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務の充足時点から通常1年以内に受領しています。なお、対価に重要な金融要素は含まれていません。

当社グループでは、製品が契約に定められた仕様を満たしていることに関する保証を提供していますが、当該製品保証は別個のサービスを提供するものではないことから、独立した履行義務として区別していません。

リベート及び事後的な値引き等、対価の変動を含む取引契約については、その不確実性が解消される際に重要な売上収益の戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲で当該変動価格を見積り、取引価格を決定しています。

また、顧客との契約の履行のためのコストのうち、回収が見込まれる金額を資産計上しています。当該資産は、関連するサービスが顧客へ移転するパターンに応じて償却を行っています。

(11) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、当初認識時に、取引日の為替レート又はそれに近似するレートで各社の機能通貨に換算しています。

期末日における外貨建貨幣性資産・負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しています。外貨建非貨幣性項目のうち、取得原価で測定されているものは取引日の為替レート又はそれに近似するレートで、公正価値で測定されるものは、当該公正価値の測定日における為替レートで機能通貨に換算しています。

換算及び決済によって発生した為替差額は、純損益として認識しています。ただし、非貨幣性項目の利得又は損失がその他の包括利益に認識される場合は、当該為替差額もその他の包括利益に認識しています。

② 在外営業活動体

在外営業活動体の資産・負債は、取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含め、期末日の為替レートで日本円に換算しています。在外営業活動体の収益及び費用は、為替レートの著しい変動がない限り、期中平均為替レートをを用いて日本円に換算しています。

為替換算差額はその他の包括利益で認識しています。当社グループのIFRS移行日である2021年4月1日以降、当該差額は在外営業活動体の換算差額で認識しています。

在外営業活動体の一部又はそのすべてが処分され、支配又は重要な影響力を喪失した場合には、その他の資本の構成要素に認識した累積換算差額を純損益に振り替えています。

(12) その他連結計算書類作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しています。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 119,475百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 見積りの算出方法

繰延税金資産は、事業計画を基礎として将来の一定期間における課税所得の発生やタックスプランニングに基づき、回収可能性を検討しています。

② 見積りの算出に用いた主な仮定

事業計画における主要な要素である売上収益及び利益の予測は、将来の経済情勢の変動やその他の要因について一定の仮定を置いたうえで実施しています。

③ 翌年度の連結計算書類に与える影響

将来に係る見積りは、将来の経済情勢の変動やその他の要因により影響を受けます。当社グループは、回収可能性の見積りを合理的に行っていますが、これらの将来に係る見積りの諸条件の変化により、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	投資有価証券	72百万円
	関係会社株式	536百万円
	その他	13百万円
	合計	621百万円
(2) 担保に係る債務	その他	6百万円
	合計	6百万円

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	3,237百万円
契約資産	2百万円
その他の非流動資産	1,619百万円

3. 有形固定資産に対する減価償却累計額 1,145,329百万円

なお、上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれています。

4. 関係会社等及び従業員の銀行借入等に対する保証債務 3,062百万円

5. 一部の海外LNGタンク建設工事においては、海外下請工事会社の契約不履行等の契約違反により当社は損害(約510億円)を被りました。本事案については、ICC (The International Chamber of Commerce) へ仲裁申立を行っています。なお、本事案は今後仲裁を通じて解決を図っていく予定であり、契約上の権利に基づく金融資産を非流動資産「その他の金融資産」に計上しています。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 信用リスク管理

当社グループの営業債権及びその他の債権、契約資産、その他の金融資産については、顧客等の信用リスクに晒されています。これらの信用リスクに対し、当社グループでは、各事業における営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。また、デリバティブ取引の利用に当たっては、カウンターパーティーの信用リスクを軽減するために格付の高い金融機関とのみ取引を行っているため、当該取引に係る信用リスクは限定的と考えています。なお、特定の取引先について、重要な信用リスクのエクスポージャーはなく、特段の管理を有する信用リスクの過度の集中はありません。

(2) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、当社グループが現金又はその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行する際に、困難に直面するリスクのことです。当社グループは、期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を履行できなくなる流動性リスクに晒されています。そのため、当社グループでは、グループ各社が適時に資金計画を作成・更新し、金融負債返済のための資金を適切に確保することで、流動性リスクを管理しています。また、キャッシュ・マネジメント・システムにより当社グループ各社間で資金融通を行うほか、資金調達手段の多様化、資金調達環境を考慮した長短のバランスの調整、コミットメントラインの確保などにより、機動的な資金調達能力を維持しています。

(3) 為替リスク管理

当社グループは、グローバルに事業を展開していることから、外貨建ての債権債務に係る為替リスクに晒されています。当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、主に先物為替予約を利用してヘッジしています。なお、為替の状況により、原則として、輸出に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建ての営業債権から外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を行っています。

(4) 金利リスク管理

当社グループは、変動金利による借入を行っていることから、金利の変動リスクに晒されています。当社及び一部の連結子会社は、長期借入の一部について、支払金利の変動リスクヘッジとして支払利息を固定化する金利スワップ取引を利用しています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

公正価値で測定される金融商品を評価方法ごとに分析した表は、以下のとおりです。それぞれのレベルは、以下のように定義付けられています。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて測定した公正価値

レベル3：重要な観察できないインプットを使用して測定した公正価値

公正価値の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、公正価値の算定における優先順位が最も低いレベルに公正価値を分類しています。

(単位 百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産				
株式・出資金	6,219	－	28,997	35,217
純損益を通じて公正価値で 測定する金融資産				
デリバティブ資産	－	3,074	－	3,074
その他	－	－	241	241
資産合計	6,219	3,074	29,239	38,533
負債：				
純損益を通じて公正価値で 測定する金融負債				
デリバティブ負債	－	16,357	－	16,357
負債合計	－	16,357	－	16,357

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりです。

(株式・出資金)

活発な市場のある株式等の公正価値は、市場価格に基づいて算定しています。活発な市場のない株式等の公正価値は、原則として、類似会社の市場価格に基づく評価技法等を用いて算定しています。

(デリバティブ)

為替予約は報告期間の末日の先物為替相場に基づき算定しています。また、金利スワップは、報告期間の末日における金利をもとに将来予測されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しています。

3. 公正価値で測定されない金融商品

公正価値で測定されない金融資産及び金融負債の公正価値及び帳簿価額は、以下のとおりです。

(単位 百万円)

	帳簿価額	公正価値
長期借入金	242,090	233,170
社債	89,000	75,764
金融負債合計	331,090	308,935

(注) 上記以外の償却原価で測定する金融資産及び金融負債の公正価値は、帳簿価額と近似しています。なお、上記の償却原価で測定する金融負債の公正価値ヒエラルキーは、借入金はレベル3、社債はレベル2に分類しています。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解

当社グループは、「航空宇宙システム」、「車両」、「エネルギーソリューション&マリン」、「精密機械・ロボット」、「パワースポーツ&エンジン」、「その他」の6つの事業を基本として構成しています。その上で、顧客との契約から生じる収益についての理解のため、一部（「航空宇宙システム」、「エネルギーソリューション&マリン」、「精密機械・ロボット」）を、更に製品の種類に基づき区分した形で収益を分解しています。製品の種類の内訳及び地域別の内訳と報告セグメントとの関連は以下のとおりです。

(1) 製品の種類の内訳

(単位 百万円)

	報告セグメント						合計
	航空宇宙システム	車両	エネルギーソリューション&マリン	精密機械・ロボット	パワースポーツ&エンジン	その他	
航空宇宙	445,665	—	—	—	—	—	445,665
航空エンジン	168,026	—	—	—	—	—	168,026
車両	—	236,203	—	—	—	—	236,203
エネルギー・プラント・船用推進	—	—	323,963	—	—	—	323,963
船舶海洋	—	—	109,610	—	—	—	109,610
精密機械	—	—	—	166,168	—	—	166,168
ロボット	—	—	—	92,978	—	—	92,978
パワースポーツ&エンジン	—	—	—	—	682,812	—	682,812
その他	—	—	—	—	—	85,839	85,839
顧客との契約から生じる収益	613,691	236,203	433,574	259,146	682,812	85,839	2,311,267

(2) 地域別の内訳

(単位 百万円)

	報告セグメント						合計
	航空宇宙システム	車両	エネルギーソリューション&マリン	精密機械・ロボット	パワースポーツ&エンジン	その他	
日本	359,716	73,399	309,115	69,199	40,766	72,672	924,869
米国	180,410	154,209	536	23,959	384,336	317	743,770
欧州	67,140	—	26,686	15,999	118,622	368	228,817
アジア	15	8,595	52,861	142,526	74,808	10,571	289,379
その他	6,408	—	44,373	7,461	64,278	1,909	124,430
顧客との契約から生じる収益	613,691	236,203	433,574	259,146	682,812	85,839	2,311,267

(3) 返金負債

当社が、民間航空エンジンの国際共同事業体であるInternational Aero Engines,LLC（以下、「IAE社」という。）を通じて参画しているPW1100G-JMエンジンプログラム(以下、「同プログラム」という。)は、運航上重要な問題が発生したため、現在、IAE社とともに状況改善に向けて対応を進めています。当社は同プログラム参画メンバーとして発生する損失の一部を負担することとなるため、耐空性改善命令により発生する損失の一部負担分として26,044百万円を連結財政状態計算書の「返金負債」へ計上しています。

当社グループの各セグメントにおける主な収益計上方法は以下のとおりです。

- ・「航空宇宙システム」「車両」「エネルギーソリューション&マリン」

これらセグメントにおいては、民間航空機向け分担製造品や民間航空エンジン分担製造品などの製品の販売のほか、鉄道車両の製造や各種プラントの建設などの工事契約の実施及びそれらのメンテナンス契約などの役務の提供を行っています。製品の販売については、主に一時点で充足される履行義務のため、原則として物品の引渡日又は検収日に収益を認識しています。工事契約の実施及び役務の提供については、一定の期間にわたり充足される履行義務のため、合理的に進捗度を測定し収益を認識しています。進捗度の測定は、主として発生したコストに基づいたインプット法により行っていますが、メンテナンス契約等の役務の提供や、鉄道車両の製造等の一部の工事契約については、アウトプット法により行っています。

「航空宇宙システム」では、当社が参画している民間航空エンジンプログラムに関連して負担する費用の一部について、顧客に支払われる対価として、当該金額を見積もって売上収益から減額しています。また、民間航空エンジンプログラムに関して当社が参画割合に応じて負担する一種の値引きについて、収益認識時に当該値引きの金額を変動対価として見積もって売上収益から減額しています。

- ・「精密機械・ロボット」、「パワースポーツ&エンジン」、「その他」

これらセグメントにおける建設機械市場向け油圧機器や各種ロボット、二輪車及び四輪車等の製品の販売については、主に一時点で充足される履行義務のため、原則として物品の引渡日又は検収日に収益を認識しています。

2. 契約残高

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりです。

(単位 百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	709,131	833,379
契約資産	170,556	199,776
契約負債	363,534	386,895

顧客との契約から生じた債権は、連結財政状態計算書上の「営業債権及びその他の債権」に含まれています。

契約資産は、主として一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、報告期間の末日時点での進捗度に基づいて測定した履行義務の充足分と交換に受け取る対価に対する権利のうち、債権を除いたものです。契約資産は、対価に対する権利が時の経過のみを要求される無条件な状態となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と、営業債権への振替（契約資産の減少）により生じたものです。

契約負債は、主として顧客と約束した財又はサービスを顧客に移転する前に前受金として対価の支払いを受けた際に認識しています。その後、当社グループが履行義務を充足した時点で契約負債としての認識を中止し、収益として認識しています。契約負債の増減は、主に前受金の受取り（契約負債の増加）と、収益認識（契約負債の減少）により生じたものです。

(2) 認識した収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていたもの及び過去の期間に充足していた履行義務から認識した収益

当連結会計年度において、認識した収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていたものの金額は、291,331百万円です。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足していた履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

3. 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりです。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

(単位 百万円)

	報告セグメント						合計
	航空宇宙システム	車両	エネルギーソリューション&マリン	精密機械・ロボット	パワースポーツ&エンジン	その他	
残存履行義務	1,536,199	613,581	943,569	110,803	1,219	51,468	3,256,839

各報告セグメントの残存履行義務は、当連結会計年度末から起算して以下の期間に収益として認識することを見込んでいます。

- ・航空宇宙システム：約9割が4年以内、約1割が4年超
- ・車両：約9割が1年以内、約1割が1年超
- ・エネルギーソリューション&マリン：約9割が5年以内、約1割が5年超
- ・精密機械・ロボット：1年以内
- ・パワースポーツ&エンジン：1年以内
- ・その他：1年以内

4. 契約コストから認識した資産

(単位 百万円)

	期末残高
契約履行のために生じたコストから認識した資産	10,958

当社グループが資産計上している契約履行コストは、民間航空エンジン事業における顧客との契約の履行のためのコストのうち、回収が見込まれる金額を資産計上したものです。当該資産は、連結財政状態計算書上「棚卸資産」に計上し、関連するサービスが顧客へ移転するパターンに応じて償却を行っています。当連結会計年度における、資産計上した契約履行コストに係る償却費は、1,082百万円です。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|------------------------|-----------|
| 1. 1株当たり親会社の所有者に帰属する持分 | 1,050.57円 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 129.41円 |

(注) 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っています。1株当たり親会社の所有者に帰属する持分、基本的1株当たり当期利益は、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しています。

(その他の注記)

1. 子会社株式の一部売却

当社は、2024年11月8日付の取締役会決議に基づき、2025年4月1日に、当社が保有する連結子会社カワサキモーターズ株式会社（以下、「カワサキモーターズ」という。）の発行済株式の20%をカワサキモーターズに譲渡するとともに、カワサキモーターズが伊藤忠商事株式会社に対して第三者割当を行い、発行済株式の20%の割り当てを行いました。なお、これらの取引後においても、カワサキモーターズは引き続き当社の連結子会社です。

当該取引に伴う非支配持分との取引の概要は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	金額
売却対価	80,000
非支配持分の増加額	34,650
その他の資本の構成要素の減少額	△3,670
資本剰余金の増加額	49,019

2. 売却目的で保有する資産

売却目的で保有する資産及びそれに直接関連する負債の内訳は、以下のとおりです。

(1) 売却目的で保有する資産

(単位：百万円)

	期末残高
現金及び現金同等物	71
営業債権及びその他の債権	6,248
棚卸資産	4,696
有形固定資産	3,712
その他の資産	3,337
合計	18,065

(2) 売却目的で保有する資産に直接関連する負債

(単位：百万円)

	期末残高
営業債務及びその他の債務	2,260
契約負債	1,130
退職給付に係る負債	2,872
その他の負債	2,916
合計	9,180

売却目的で保有する資産及びそれに直接関連する負債は、主にエネルギーソリューション&マリン事業に含まれる連結子会社である株式会社アーステクニカ（以下、「アーステクニカ」）に係る事業に関連するものです。

当社は、2026年2月9日の取締役会において、当社が保有するアーステクニカの全株式を、古河機械金属株式会社に譲渡することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結しました。当該株式譲渡契約はアーステクニカの全株式を段階的に譲渡するものであり、(重要な後発事象に関する注記)に記載のとおり、2026年4月1日に発行済株式総数の60%を譲渡しました。発行済株式総数の40%については、2027年4月1日に譲渡する予定です。

(重要な後発事象に関する注記)

1. 子会社株式の売却

(1) 当該事象の内容

当社は、2026年2月9日の取締役会において、当社が保有するエネルギーソリューション&マリン事業に含まれる連結子会社である株式会社アーステクニカ（以下、「アーステクニカ」）の全株式を、古河機械金属株式会社に譲渡することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結しました。当該株式譲渡契約はアーステクニカの全株式を段階的に譲渡するものであり、2026年4月1日に発行済株式総数の60%を譲渡しました。発行済株式総数の40%については、2027年4月1日に譲渡する予定です。

なお、対象の資産及び負債は、それぞれ売却目的で保有する資産及びそれに直接関連する負債に分類していません。

(本株式譲渡の概要)

① 本株式譲渡前の当社所有株式数	25,800株（議決権所有割合100%）
② 譲渡株式数	一段階目：15,480株 二段階目：10,320株
③ 譲渡価額	117億円
④ 譲渡後の所有株式数	一段階目：10,320株（議決権所有割合40%） 二段階目：0株（議決権所有割合0%）
⑤ 譲渡日	一段階目：2026年4月1日 二段階目：2027年4月1日（予定）

(2) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、連結決算においては、2027年3月期に約31億円をその他の収益として計上する予定です。また、個別決算においては、2027年3月期に約47億円、2028年3月期に約31億円を特別利益として計上する予定です。

2. 株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更

当社は、2026年2月9日開催の取締役会決議に基づき、2026年4月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行いました。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様により投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図るため、株式分割を行いました。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2026年3月31日を基準日として、最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式1株につき、5株の割合をもって分割しました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	167,921,800株
今回の分割により増加する株式数	671,687,200株
株式分割後の発行済株式総数	839,609,000株
株式分割後の発行可能株式総数	1,680,000,000株

③ 分割の日程

基準日公告	2026年3月9日
基準日	2026年3月31日
効力発生日	2026年4月1日

④ 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、注記事項「(1株当たり情報に関する注記)」に記載していません。

(3) 株式分割に伴う定款の一部変更について

① 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、2026年4月1日をもって、当社定款の一部を変更しました。

② 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線が変更部分)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 3億3千6百万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 16億8千万株とする。

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計
		そ の 他 利 益 剰 余 金		特 別 償 却 準 備 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金					
当 期 首 残 高	104,484	54,126	0	-	4,402	109,997	△4,093	268,918
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行								-
剰 余 金 の 配 当						△26,020		△26,020
当 期 純 利 益						138,832		138,832
自 己 株 式 の 取 得							△30	△30
自 己 株 式 の 処 分			1				210	211
自己株式処分差損の振替								-
特別償却準備金の取崩								-
固定資産圧縮積立金の積立								-
固定資産圧縮積立金の取崩					△193	193		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1	-	△193	113,005	180	112,993
当 期 末 残 高	104,484	54,126	1	-	4,209	223,003	△3,912	381,912

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	1,973	△144	1,828	270,747
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				-
剰 余 金 の 配 当			△26,020	
当 期 純 利 益			138,832	
自 己 株 式 の 取 得			△30	
自 己 株 式 の 処 分			211	
自己株式処分差損の振替				-
特別償却準備金の取崩				-
固定資産圧縮積立金の積立				-
固定資産圧縮積立金の取崩				-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,705	△2,744	△1,038	△1,038
当 期 変 動 額 合 計	1,705	△2,744	△1,038	111,955
当 期 末 残 高	3,678	△2,888	790	382,703

個別注記表

※記載金額は表示単位未満の端数を切捨てています。

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しています。
 - ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しています。
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しています。
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
個別法及び移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。
 - (3) デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法を採用しています。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しています。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しています。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。
 - (3) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しています。

(3) 保証工事引当金

保証工事費用の支出に備えるため、過去の実績又は個別の見積りに基づき計上しています。

(4) 受注工事損失引当金

当事業年度末の未引渡工事のうち、大幅な損失が発生すると見込まれ、かつ、当事業年度末時点で当該損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、翌事業年度以降の損失見積額を計上しています。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産（退職給付信託を含む）の見込額に基づき計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。

(6) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの顧客への移転を当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

① 製品等の販売

製品等の販売による収益については、当社は顧客との契約に基づいて製品等を引き渡す履行義務を負っており、製品等の引渡時点又は検収時点で支配が顧客に移転すると判断していることから、製品等の引渡日又は検収日に収益を認識しています。製品等の販売による収益は、契約において約束した対価からリベート及び値引きを控除した金額で測定しています。

② 工事契約、役務の提供

工事契約、役務の提供に係る収益は、顧客からの受注に基づく製品の製造と、それに伴う製品のメンテナンス等によるものであり、顧客との契約に基づいて財又はサービスを提供する履行義務を負っています。工事契約、役務の提供については、財又はサービスに対する支配を一定期間にわたり移転するため、履行義務の完全な充足に向けて合理的に進捗度を測定することにより収益を認識しています。進捗度の測定は、顧客に移転することを約束した財又はサービスの性質を考慮しています。航空宇宙システム事業、エネルギーソリューション&マリン事業等における工事契約等、発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例する場合は、現時点の累計発生原価の取引全体の見積り総原価の割合等に基づくインプット法で進捗度を測定しています。エネルギーソリューション&マリン事業等におけるメンテナンス契約等、一定の期間に亘って提供するサービスに対して固定額を請求する契約や、航空宇宙システム事業における民間航空エンジンのメンテナンス契約等、履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有する契約の場合、経過した期間の契約期間全体に占める割合や現時点までの履行済みの義務が履行義務全体に占める割合等に基づくアウトプット法に基づいて進捗度を測定しています。なお、進捗度を合理的に見積ることができないが、発生するコストを回収すると見込んでいる場合は、発生したコストの範囲で収益を認識しています。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務の充足時点から通常1年以内に受領しています。なお、対価に重要な金融要素は含まれていません。

当社では、製品が契約に定められた仕様を満たしていることに関する保証を提供していますが、当該製品保証は別個のサービスを提供するものではないことから、独立した履行義務として区別していません。

リベート及び事後的な値引き等、対価の変動を含む取引契約については、その不確実性が解消される際に重要な売上収益の戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲で当該変動価格を見積り、取引価格を決定しています。

また、顧客との契約の履行のためのコストのうち、回収が見込まれる金額を資産計上しています。当該資産は、関連するサービスが顧客へ移転するパターンに応じて償却を行っています。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理

- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっています。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約、通貨オプション	外貨建金銭債権・債務等（予定取引を含む）
金利スワップ、通貨スワップ	借入金

- ③ ヘッジ方針
社内規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしています。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。
- (2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理していません。
- (3) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なります。
- (4) グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しています。

(表示方法の変更)

貸借対照表

前事業年度において、「流動資産」の「受取手形」に含めていた「受取手形」及び「電子記録債権」は、「電子記録債権」の重要性が高まったため、当事業年度より「電子記録債権」として掲記しています。

損益計算書

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「固定資産除却損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しています。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 計算書類に計上した金額

繰延税金資産 97,220百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「連結計算書類（会計上の見積りに関する注記）」に同一の内容を記載しているため記載を省略していません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

644,197百万円

2. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 219,438百万円

長期金銭債権 442百万円

短期金銭債務 121,407百万円

3. 関係会社等及び従業員の銀行借入等に対する保証債務 75,006百万円

4. 一部の海外LNGタンク建設工事においては、海外下請工事会社の契約不履行等の契約違反により当社は損害（約510億円）を被りました。本事案については、ICC（The International Chamber of Commerce）へ仲裁申立を行っています。なお、本事案は今後仲裁を通じて解決を図っていく予定であり、契約上の権利に基づく金融資産を投資その他の資産「その他」に計上しています。

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 225,321百万円

仕入高 130,633百万円

その他 9,301百万円

営業取引以外の取引による取引高 111,557百万円

2. 関係会社株式売却益は、連結子会社カワサキモーターズ株式会社の発行済株式の20%を譲渡したことによるものです。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

752,188株

(注) 1. 当事業年度末の自己株式には、業績連動型株式報酬制度の導入により設定された取締役等を受益者とする信託及び管理職層向けインセンティブ・プランにより設定された従業員を受益者とする信託が保有する株式703,413株が含まれています。

2. 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っていますが、上記の事項は、当該株式分割前の株式数を記載しています。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、返金負債の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、固定資産圧縮積立金等です。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位 百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	川崎車両(株)	(所有) 直接100%	事業機能 分担会社	資金の貸付 の回収 (注1)	29,521	短期貸付金	35,124
				資金の貸付 (注1)	28,872	短期貸付金	44,842
子会社	カワサキモータース(株)	(所有) 直接80%	事業機能 分担会社	債務の支払 代行 (注1)	148	流動資産 その他(未収 入金)	12,390
				カワサキモータース(株)株式の一部売却 (注2)		-	-
				譲渡価額 売却益	80,000 77,480		
子会社	Kawasaki Motores de Mexico S.A. de C.V.	(所有) 間接80%	当社子会社の製品の販売 同社製品の一部購入 債務保証	保証債務 (注3)	51,913	-	-

(注1) 取引金額については、残高の純増減額を記載しております。

(注2) 譲渡価額は独立した第三者による評価額を勘案して決定しています。

(注3) 金融機関からの借入及びリース取引について、債務保証を行っています。取引金額には、保証債務の当事業年度末残高を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 457.86円
- 1株当たり当期純利益 166.11円

(注) 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っています。1株当たり純資産、1株当たり当期純利益は、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しています。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 4.会計方針に関する事項 (10) 収益」に記載のとおりです。

(重要な後発事象に関する注記)

1. 子会社株式の売却

当社は、2026年2月9日の取締役会において、当社が保有するエネルギーソリューション&マリン事業に含まれる連結子会社である株式会社アーステクニカ（以下、「アーステクニカ」）の全株式を、古河機械金属株式会社に譲渡することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結しました。当該株式譲渡契約はアーステクニカの全株式を段階的に譲渡するものであり、2026年4月1日に発行済株式総数の60%を譲渡しました。発行済株式総数の40%については、2027年4月1日に譲渡する予定です。

詳細については、「連結計算書類（重要な後発事象に関する注記）」をご参照下さい。

2. 株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更

当社は、2026年2月9日開催の取締役会決議に基づき、2026年4月1日付で株式分割に伴う定款の一部変更を行いました。

詳細については、「連結計算書類（重要な後発事象に関する注記）」をご参照下さい。